【医療保険】

令和8年6月1日作成

訪問看護　ご利用料金表

《負担額計算方法》　①基本療養費　＋　②管理療養費・③物価対応料　＋　④加算（該当項目のみ）

訪問看護ステーション　プラチナ・ヴィラ青葉台

基本項目		所定額10割	利用料金 負担額1割	負担額2割	負担額3割	備考
訪問看護基本療養費①	基本療養費Ⅰ ※1	5,550円	555円	1,110円	1,665円	週3日目まで
		6,550円	655円	1,310円	1,965円	週4日目以降
	基本療養費Ⅱ（同一日2人）※2	5,550円	555円	1,110円	1,665円	週3日目まで
		6,550円	655円	1,310円	1,965円	週4日目以降
	基本療養費Ⅱ（同一日3人）※2	2,780円	278円	556円	834円	週3日目まで
		3,280円	328円	656円	984円	週4日目以降
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア・褥瘡ケア	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	専門性の高い看護師との同行訪問
	基本療養費Ⅲ	8,500円	850円	1,700円	2,550円	入院中１回の外泊時
訪問看護管理療養費②		7,710円	771円	1,542円	2,313円	月の初日
		3,010円	301円	602円	903円	月の2日目以降（単一建物居住者20人未満）
訪問看護物価対応料③		60円	6円	12円	18円	月の初日の訪問
		20円	2円	4円	6円	月の2日目以降の訪問

加算項目④	所定額10割	利用料金 負担額1割	負担額2割	負担額3割	該当	備考
24時間対応体制加算	6,520円	652円	1,304円	1,956円		常時対応可能な体制かつ緊急時に訪問可能な体制
特別管理加算（Ⅰ） ※3	5,000円	500円	1,000円	1,500円		特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けた場合
特別管理加算（Ⅱ） ※4	2,500円	250円	500円	750円		
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円		入院（所）中に主治医等と共同して在宅での療養上の指導を行った場合
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円		特別管理加算の要件に該当する利用者に対し退院時共同指導を行った場合
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円		退院日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合
	8,400円	840円	1,680円	2,520円		※長時間（90分以上）の場合
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円		医療関係職種間で月2回以上情報交換を行い利用者もしくは家族に指導を行った場合（月１回まで）
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円		関係する医療従事者とカンファレンスを行い共同で療養上必要な指導を行った場合（月２回まで）
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円		喀痰吸引等を行う介護職員等の支援を行った場合
難病等複数回加算（1日2回）	4,500円	450円	900円	1,350円		難病等や特別訪問看護指示書を受けて1日に複数回サービスを提供した場合
難病等複数回加算（1日3回）	8,000円	800円	1,600円	2,400円		
緊急訪問看護加算	2,650円	265円	530円	795円		主治医の指示により緊急にサービスを提供した場合（月１４日目まで）
	2,000円	200円	400円	600円		（月１５日目以降）
長時間訪問看護加算 ※5	5,200円	520円	1,040円	1,560円		1回の訪問時間が90分を越えた場合週1回（15歳未満の超重症児または準超重症児は週3回）
複数名訪問看護加算 ※6	4,500円	450円	900円	1,350円		看護師等２名以下（週1回）
	3,000円	300円	600円	900円		看護補助者（週3日） 1日1回の場合
	6,000円	600円	1,200円	1,800円		看護補助者（週3日） 1日2回の場合 厚生労働大臣が定める場合のみ
	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円		看護補助者（週3日） 1日3回の場合 厚生労働大臣が定める場合のみ
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	210円	420円	630円		早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）の訪問
深夜訪問看護加算	4,200円	420円	840円	1,260円		深夜（22時～6時）の訪問
訪問看護情報提供療養費１	1,500円	150円	300円	450円		利用者の居住地を管轄する市町村の求めに応じて提供したサービスに関する情報を提供する場合
訪問看護情報提供療養費２	1,500円	150円	300円	450円		上記において、１５歳未満の小児の場合
訪問看護情報提供療養費３	1,500円	150円	300円	450円		保険医療機関等に入院・入所する利用者について主治医と連携した場合
訪問看護ターミナルケア療養費 Ⅰ	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円		在宅で亡くなられた日および前14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ訪問看護計画書等で同意いただいた場合

※1　訪問看護基本療養費Ⅰ

一般の在宅療養者への訪問看護に対する療養費

※2　訪問看護基本療養費Ⅱ

同一建物居住者への訪問看護に対する療養費

※3　特別管理加算（Ⅰ）

① 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開指導管理を受けている状態にある利用者

② 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者

※4　特別管理加算（Ⅱ）

① 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導

② 管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理もしくは在宅肺高血圧症患者指導管理

③ 人工肛門もしくは人工膀胱を設置している状態にある利用者

④ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者

⑤ 真皮を越える褥瘡の状態にある方

※5　長時間訪問看護加算

① 15歳未満の超重症児・準超重症児

② 特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている方

③ 特別な管理を必要とする利用者

※6　複数名訪問加算

① 下記【厚生労働大臣が定める疾病等】に該当する利用者

② 特別管理加算の算定要件に該当する利用者

③ 特別訪問看護指示書が交付されている利用者

④ 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が見られる利用者

【厚生労働大臣が定める疾病等】

１）末期の悪性腫瘍　２）多発性硬化症　３）重症筋無力症　４）スモン　５）筋萎縮性側索硬化症

６）脊髄小脳変性症　７）ハンチントン症　８）進行性筋ジストロフィー症　９）パーキンソン病関連疾患

10）多系統萎縮症　11）ブリオン病　12）亜急性硬化性全脳症　13）ライソゾーム症　14）副腎白質ジストロフィー

15）脊髄性筋萎縮症　16）球脊髄性筋萎縮症　17）慢性炎症症脱髄性多発神経炎　18）後天性免疫不全症

19）頚髄損傷　20）人工呼吸器を使用している状態

保険適用外のサービス

項目	時間	日中帯	早朝・夜間帯	深夜帯
保険適用外の看護	30分未満	5,000円	6,250円	7,500円
	30分以上1時間未満	10,000円	12,500円	15,000円
	以降30分毎	5,000円	6,250円	7,500円
死後の処置（訪問看護と連続して行われる場合）		12,000円		

保険適用外の看護は、下記の場合に算定します。

①介護保険・医療保険でご利用の方のサービス時間が連続して90分を越えた場合（長時間看護加算算定時除く）

②医療保険でご利用の方で営業日以外にサービスを提供する場合

③その他保険算定外となった場合

交通費

3km圏内	無料	5～7km	500円
3～5km	300円	7～10km	800円

☆タクシー、公共交通機関利用の場合は実費を徴収致します